本キリスト教連合会

が仕える越谷教会の歴史がある。

日本キリスト教連合会 委員長

石橋 秀雄 (日本基督教団総会議長)

崎からの声 司教協議会共同主催の宗教改革500周年共同記 のお話しに心揺さぶられた。 感動した 念礼拝とシンポジウムに、お招きを受けて参加し 特に橋本勲カトリック中町教会主任司祭の

-苦難の歴史を踏まえて――_

長

が純化され、福音化の歴史に具体的につながる私 なわち福音化の歴史を興味深く話された。 せながら、不純物を取り除いて純化の歴史を、す 上四番崩れまで、信仰が崩される現実の中で信仰 1793年の浦上一番崩れから1867年の浦 信仰が崩される現実の中で「一番搾り」と笑わ

仰の確信のゆえに明るかったと伝えられている。 662人殉教した。引きずられて行く信仰者は信 が二十万石以上の大名に配流され、拷問などで 教信仰を表明したために浦上村から3394名 四番崩れでは、 隠れキリシタンとして信仰を守り続けたが浦上 加賀百万石の牢番は配流されて投獄された宣教 お寺での葬儀を拒否しキリスト

> 牢番を救う。 越谷教会で牧会し、越谷幼稚園を設立する。 師からキリスト教信仰を知り、教えを受け、受洗 崩される現実の中で、十字架の福音の力となって 丁郎牧師を育てる。この長尾丁郎牧師は46年間 した。その息子長尾巻は牧師となり、さらに長尾 崩れによる信仰の純化すなわち福音化は信仰が

催された日本福音ルーテル教会・日本カトリック

2017年11月23日、カトリック浦上教会で開

信仰の純化の歴史につながって

指し示す。 橋本司祭は福音の純化についてパウロの言葉を

ト二章2節 るまいと心に決めていたからです。」(第一コリン それも十字架につけられたキリスト以外、何も知 「なぜなら、あなたがたの間でイエス・キリスト、

す。」 (エフェソー章1)節 が、キリストのもとに一つにまとめられることで 「天にあるものも地にあるものも、あらゆるもの

語る。 書のみ』と福音の純化をはかった」と橋本神父は 「パウロは見事に福音化をすすめ、 ルターも 聖

すべての教会を一つにし、伝道を進め、 の平和を実現して行く力となる。 信仰が崩される現実の中で福音の純化が起こり、 キリスト

報告 研修会って、どんなことをするの? 紹介します!

第43回 法人事務・会計実務研修会 2018年秋

- 2018年10月10日(水)~12日(金)
- 会場 富士箱根ランド スコーレプラザホテル



法人事務クラス 会計実務クラス

法人事務クラスは、実務経験豊富な 3人の講師が担当しました。宗教法人 の原理について、また具体的な事例を 取り上げて、実践的な学びをしました。

会計実務クラスでは、宗教法人に求 められる財務書類、特に決算書の作り 方について集中的に学びました。

研修会では、質疑応答の時間もあり ますので、質問をぜひお持ちください。

合計47名の参加でした。受講コー

今回は受講者36名、スタッフ11名、

コーレプラザで開催されました。 ンを前にした富士箱根ランド・ 計実務研修会」が、

秋の紅葉シーズ

ス

略をご紹介します。

昨年10月に恒例の「法人事務

会

る反面、各個教会と施設や団体とで 施設や団体の職員の方々も参加して や教職の参加者以外に、宗教法人の 岡淳三氏が担ってくださいました。 宗教法人係職員)が務めました。B 常任委員の久保公平氏と道家紀一氏 しないという面もあります。 は講義に求める内容が必ずしも一致 いる研修会です。お互いに学び合え コースは前年に続いて、税理士の長 に加えて松田正子氏(日本基督教団 が設けられ、それぞれ、A コースは スは、「A 法人事務」 「B 会計実務」 各派の法人教会の実務を担う信徒

要ります。長岡淳三税理士を中心に

特別講座を毎年設けています。

法人事務・会計実務研修会」の概 日本キリスト教連合会が主催する は、残念なことですが、教会や施設

が発生しますので、 遺贈の受け方です。これは課税問題 続きが伴います。 の解散については信徒の方の移籍以 団体の解散についてです。宗教法人 個別の対応が必要となります。 ことはお話しできますが、 ケースであることも多く、 もう一つ多くなってきているの 財産の処分もあって複雑な手 また、ケースバイ 専門的な知識 原則的な その都度

巡り、 10月には、 きる時間も用意しています。 ろの忙しさを忘れて、 日目の午後には箱根の散策や美術館 主にある交わりのひとときです。 でアイスブレークとなる懇親茶話会 も特別プログラムを組みました。 を持ちました。教団教派を超えた、 学びだけでなく、最初の夜に全員 小田原教会見学会など、 奮ってご参加ください。 リラックスで

は工夫が必要と思っています。

第43回研修会 参加者の声から



りのある時間割だったので参加しやすかった 教会巡りも大変興味深く良かったです●ゆと 内容はとても充実して感謝。 とても学びの多いスケジュールでした。 かりました●法人事務の内容が多く、 たです●初心者に必要な知識が何であるか分 合同で受けられた会計の講座がとても良かっ Aクラスでしたが、2日目の特 ●今回は法人事務を受講し、 2日目の小田原 中身の



拝に参加できて、とてもよかった◎教派を超 学ぶことができて良かったです●普段専門的 別講義にも参加し教会会計についての基礎 でした●ゆっくりできて、とてもよかった やすかったです●初めてプロテスタントの礼 ても勉強になりました。ありがとうございま 方と良い交わりを持つことができました●と とができて良かったです。 トリックのミサも体験させていただいて感謝 えて共に礼拝をできたことは喜びでした●カ たです●ゆったりしたリズムで研修に参加し した●時間的にも余裕があり、とてもよか 多く良かったです●自由時間が多く、 に学ぶことが難しい分野を、集中して学ぶこ また休みの時間 同

2019 年 法人事務・会計実務研修会 プログラム紹介(10月23~25日)

▶第一日目(10月23日水曜日)

14:30~ 開会礼拝・オリエンテーション

15:00~ 第1回目の講義(法人・会計別)

途中に休憩があります

夕食

17:30~ 懇親茶話会/懇親会(自由参加) 白中時間/白習時間(温泉)

▶第二日目(10月24日木曜日)

7:00~ 朝の礼拝

朝食

9:00~ 第2回目の講義(法人・会計別)

13:00~ 交流会(小田原教会巡り、芦ノ 湖散策、箱根の美術館見学など)

17:00~ 特別講義

夕

20:30~ 懇親会(自由参加)

自由時間/自習時間(温泉)

▶第三日目(10月25日金曜日)

7:00~ 朝の礼拝

朝食

9:00~ 第3回目の講義(法人・会計別)

11:15~ 全体まとめ・質疑応答など

11:45~ 閉会礼拝 昼食·解散

神権天皇制と民主的象徴天皇制の狭間で・・・ 平成天皇の生前退位

昨年の講演会で、天皇の生前退位と 来たるべき大嘗祭について語っていた いま私たちが理解してお ければならない問題点を、 戒能先生に解説していただきました。

何処に?

1

時間と空間を支配する天皇制は

天皇制の復活論が、

天皇の生前退位

かいのう のぶ ぉ **戒能 信生先生** 日本基督教団 千代田教会牧師

として、

古くからの慣習を象徴天皇 神権天皇制は「擬制

世紀の現在、

権力を誇示しました。しかし二十

て提示された象徴天皇制をどのよう

てこの世界の空間と時間を支配する

ト者は、

生前退位の意志表明によっ

古代の王や権力者は、

神に代わ

うのが現状です。今や私たちキリス をめぐって激しく衝突しているとい

視できない勢力となっています。 ができます。しかもそれは、 起こった批判の中にそれを伺うこと に対して、日本会議などから猛然と 制に置き換え、なお存続しています 主義や象徴天皇制と、 安倍政権の改憲志向と重なって、 人々もいます。 神権天皇制の復活を真剣に求める つまり、現憲法に基づく戦後民主 生前退位の意志表明 復古的な神権 ・現在の 無

> の旅」をどう評価するか? に評価するかが問われています。 明仁天皇は、その在位中、災害の 明仁天皇・美智子皇后の 「慰霊

解が天皇個人の資質に依拠したもの 象徴天皇制についての明仁天皇の理 に示そうとしたのではと思います。 ての姿勢を国民やアジア諸国の人々 として精一杯戦争責任の問題につい 勢をとろうとしない中で、 ないかと私は観ます。この国が一貫 戦争責任を担おうとして来たのでは そこには強い意志を読み取ることが を続けてきたことが知られています。 被災者たちへの見舞い、 して戦争責任を曖昧にし、 できます。彼なりの仕方でこの国の なく、アジアの各地に「慰霊の旅 注意しなければならないことは、 継承されるのかという点です。 国内だけで 明確な姿 象徴天皇

> 3 大嘗祭とは何か

自由」の原則に抵触します。 められた「政教分離」や、「信教 から支出されています。現憲法に定 られる費用は、皇室予算の「内廷費 です。これら一連の皇室祭祀に用い して行われるもので、神道儀式が、 われる新嘗祭を、特に大嘗宮を造営 ることなく現在も継続されているの 「皇室典範」に則って、戦前と変わ 大嘗祭は、 まもなく11月23日に行

責任があるのではないでしょうか。 ら向き合う、そこに宗教者としての ついて無関心であることは許されな に大嘗祭の問題があると言えます。 天皇制の両極のいずれの道にも対応 きました。神権天皇制と民主的象徴 変わることなく皇室祭祀を温存して 方を模索してきたことは事実でしょ 主義の枠の中での象徴天皇制の在り いでしょう。 できるようにしてきたのです。そこ 私たちキリスト者は、この問題に 明仁天皇は憲法を守り、 しかし一方で、皇室は戦前以来 皇室祭祀問題と正 戦後民主 面か



日本宗教連盟 東京都宗教連盟

理念は 信教の自由と政教分離の精神のもと 他宗教との相互理解と協調をめざす 宗教の社会的役割を高める諸活動を



日本宗教連盟からの報告とお知らせ 常任委員 道家紀一

日本宗教連盟は日本の主要な宗教団体の内、5つの団体が連合した組織である。相互に協力し合って、宗教文化に関する振興事業を行っています。加盟団体は、教派神道連合会、全日本仏教会、新日本宗教団体連合会、神社本庁、日本キリスト教連合会です。

現在取り組んでいることの一つは日本年金 機構が厚生年金未加入の法人へ加入促進の強 引な働きかけを行っている事案です。この件 についての詳細は6~7頁をご参照くださ い。近々全国の宗教法人に厚生労働省から「実 体に関するアンケート」が実施される予定で す。本連合会としても協力する意向です。 もう一つは、宗教の「公益性」の課題です。宗教法人法やその他民法にも、宗教法人が「公益法人である」とは謳われていません。1995年の国会での「宗教法人に関する特別委員会」における文化庁長官の答弁「一般には公益法人と考えている」が唯一の拠所です。憲法で保障されている信教の自由に基づいて活動している宗教団体が、一定の要件を満たしたとき、「宗教法人」と認証されます。そこには、宗教法人が広く一般社会に貢献しているという暗黙の了解があります。この点について、税法上の優遇措置等を含め、各宗教団体に自覚を促していく必要があります。

東京都宗教連盟からの報告 常任委員 廣瀬 薫

東京都宗教連盟は、日本キリスト教連合会の他、東京都仏教連合会、東京都神社庁、東京都教派神道連合会、新宗連東京都協議会、日本宗教連合会の計6団体で構成されています。最近の話題を3点ご報告致します。

(1) 毎年恒例の「宗教法人実務研究協議会」が11月29日(木)に開催されました。今回の研修のメインテーマは、宗教法人と固定資産税を巡る諸問題で、東京都主税局資産税部固定資産税課の講師と共に、都宗連参与で日キ連法務顧問でもある櫻井圀郎氏(宗教法および宗教経営研究所所長教授)が講師に立ち、議論が行われました。

- (2) 法人格を持つ宗教団体宛に年金事務所から「厚生年金保険・健康保険の加入」を進める書類が送付されている件への宗教界の対応が進められています。小規模の宗教法人への無理解が背景にあると懸念されています。詳しくは、6ページの櫻井氏の記事をご覧ください。
- (3) 東京都と連携して、「防災対策連絡会」が設置され、「都内宗教施設における平常時・災害時の受け入れ体制調査」が実施されました。これに基づき、12月7日に「首都防災×宗教施設シンポジウム」が開かれました。従来から意識されている、東京オリンピック開催時の宗教的対応・連携については今後の課題のようです。

教会と厚生年金問題

解したらよいのかを解説していただきます。た。今回は、問題の核心は何か、それをどう理問題点を取り上げて執筆していただきまし厚労省・日本年金機構による厚生年金加入の厚労働と聖務』を巡って」と題して、加入問題『労働と聖務』を巡って」と題して、前回の会報で櫻井圀郎先生に「厚生年金前回の会報で櫻井圀郎先生に「厚生年金

●「厚生年金問題」とは

条所から、厚生年金への加入手続きを求める督促状が届くようになりました。 る督の状が届くようになりました。 を取りました。

その言い分は、(1)「すべての法人が適用事業所であり、厚生年金への加入は法律上の義務である」、(2)「宗教法人も法人である以上、強制加入である」、(3)「厚生年金への加入は強制であり、任意に手続きしないなら、財産を差押える」などという、極めて高圧的なものでした。

名押印した例も多数に及んでいます。 を言うらは、これに怯え、大慌てで年金事務 ではないな師・住職・ を言うらは、これに怯え、大慌でで年金事務 でいますのような、赤字で印字された文書 でいますのような、赤字で印字された文書 のような、赤字で印字された文書

「厚生年金」とは

2条)。
「厚生年金」とは、「労働者の老齢・障害・ 原管掌の制度です(厚生年金保険法1条・ 族の生活の安定と福祉の向上に寄与する政 死亡」に保険給付を行い、労働者とその遺

また、厚生年金の被保険者は、<a>⑥適用事 大臣の認可を受けた事業所、②国・地方公共 を使用する法人の事業所、②国・地方公共 を使用する法人の事業所、②国・地方公共 を使用する法人の事業所、②国・地方公共 を使用する法人の事業所、②国・地方公共 を使用する活人の事業所、②国・地方公共 を使用する活人の事業所、②国・地方公共 を使用する個人の16の は、②「常時 その厚生年金の適用事業所は、②「常時

れる者は適用除外です(12条)。 ③臨時、⑤所在地不定の事業所、ⓒ季節業の認可を受けた者です(10条・11条)が、 業所に使用される70歳未満の者と、B大臣

働者」に限られます。

動の対償」としての賃金などを受ける「労厚生年金の適用される者は、当然に、「労厚生年金は労働者のための制度ですから、

聖職と労働

その他の財産を所有し、これを維持運用「宗教法人」は「宗教団体が礼拝の施設

信者を教化育成すること」(宗教活動)を教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び(宗教法人法1条)、「宗教団体」とは「宗……することに資する」ための法人であり

主たる目的とする団体です

(2条)。

日本国憲法で定められた「信教の自由」日本国憲法で定められた「信教の自由」日本国憲法で定められた「信教の自由」日本国憲法で定められた「信教の自由」

を行うのが宗教法人なのです。「宗教活動を行う宗教団体」の「世俗の事務」「宗教活動を行う宗教団体」の「世俗の事務」しばしば誤解されているように、「宗教

教会で言えば、宗教活動は司祭・牧師な教会で言えば、宗教活人の下にあるのでは当然に、教会が宗教法人の上にあるのでいっって、教会が宗教法人が担当しているのです。

他の権限も」なく(18条6項)、宗教法人教上の機能に対するいかなる支配権もその役員です(18条)が、代表役員には、「宗法律上も、宗教法人を代表するのは代表

従事することはありえません。「聖職と労 働」の分離です。 任命・雇用・使用する権限はなく、司祭 が宗教活動を行うことはできません。 牧師などが代表役員の指揮命令下で労働に 当然、代表役員には、司祭・牧師などを

厚生年金の非適用

年金が適用となります。 ある場合には、それらの者については厚牛 に宗教法人に雇用されている事務員などが 生年金の被保険者とはなりません。 使用されている者ではありませんから、 めに教会に使用されている者は宗教法人に ただし、もっぱら世俗の事務を行うため 司祭・牧師などやもっぱら宗教活動のた

定例講演会のご案内

題は棚上げとすることの合意を得ておりま

及びそれまでの間、

点を縷々説明し、

今後の協議を重ねること 宗教法人の厚生年金問

都神社庁庁長との協議の場において、 盟事務局長、東京都宗教連盟理事長、 1日、厚労省年金局担当官と、日本宗教連 点を主張してきましたが、2018年3月

この

日時:2019年9月30日(月)午後6時から

続きは誤っており、小職は、当初からこの

この点を看過した厚労省や年金機構の手

会場:日本基督教団キリスト教会館4階会議室 東京都新宿区西早稲田2-3-18

「天皇代替わりに際して ― 改めて天皇制を考える |

講師は上中

*事前の参加申込は必要ありません。どなたでもご参加ください。

#ピースメーカーズ 総会講演会

武力によらない平和を作る戦いについて





2019年4月22日、日本キリスト教連合 会総会の講演会に、立憲民主党の衆議院 議員、山川百合子氏をお迎えしました(日 本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団草加神 召キリスト教会員)。「隔ての壁」を超える 政治を目指して「武力によらない平和をつく る | にはどうしたらよいのか、「#ピースメー カーズ」を掲げながら、ご夫妻で取り組む その苦闘と喜びを聞かせていただきました。



日本キリスト教連合会





日本キリスト教連合会としての取り組み

多くの懸念材料のある中で、信教の自由と平和を守るため、何よりも主の栄光が現されるため、活動します。

21 世紀がこんなにもたいへんな時代になるとは、想像もできませんでした。被造物のすべてが共にうめき、苦しんでいるのを日々目の当たりにしています。現代にあって、平和を実現する教会となるために、互いに心を合わせ、祈りを合わせたいと思います。

2019年10月23日~25日 法人事務・会計実務研修会を開催

新たな講師陣が加わって、さらに充実した 学びが続けられています。法人事務、会計実 務の実践的な研鑚の機会です。紅葉の美しい 箱根で、ごいっしょに学びましょう。

編集後記

会報の発行が大幅に遅れましたことを、ま ずお詫び申し上げます。

昨年の定例講演会は、戒能信生先生から「天皇の生前退位」に見られる天皇制の課題について語っていただきました。タイムリーな学

●日本キリスト教連合会役員(2019年度)

委員長 石橋秀雄(日本基督教団)

副委員長 道家紀一(日本基督教団)

常任委員 久保公平(日本バプテスト連盟)

滝田浩之(日本福音ルーテル教会)

矢萩新一(日本聖公会)

広瀬 薫 (日本同盟基督教団)

本田勝宏(日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団)

大水文隆 (カトリック中央協議会)

矢木良雄 (イムマヌエル綜合伝道団)

*日本キリスト教連合会へのお問い合わせは 169-0051

東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本基督教 団内「日本キリスト教連合会」へ。 びとなりました。櫻井圀郎先生には「厚生年 金加入問題」についてご寄稿いただきました。 私たちがなぜ宗教法人の加入問題にこだわる のか、改めて理解を深めることができました。 定例講演会は貴重な情報共有の機会です。ぜ ひご参加ください。 (編集担当 矢木良雄)

▼日本キリスト教連合会の活動

- ・年6回の常任委員会
 - 4月、5月、7月、9月、11月、2月(変更あり)
- ・年2回の定例会(2月と9月に開催)
- ・法人事務・会計実務研修会(秋に開催します)
- ・「会報」を随時発行し、情報をお届けします

